

2026年度 水資源・環境学会 研究大会

テーマ論題部 要旨

瀬戸内法による環境管理制度から見た大阪湾における取組の評価

日高 健
(近畿大学名誉教授)

瀬戸内海的环境管理は、瀬戸内海環境保全特別措置法(1973;1978年。以下、瀬戸内法)に基づく瀬戸内海全域の法規制と基本計画、それらに沿って策定される各府県計画によって行われている。瀬戸内海の東端に位置する大阪湾も、その枠組みに含まれる。瀬戸内法は、2015年の改正までは栄養塩類の負荷とCODを削減し、「きれいな海」を実現することを目的としてきた。しかし、近年の貧栄養化の発生と社会的要求の変化により、2015年と2021年の法改正で「豊かな海」が目標とされ、令和の里海づくりが推進されるなど、水質環境の管理から性格を大きく変えた。報告では、瀬戸内法による管理の仕組みを説明したのち、大阪府計画を大阪湾再生行動計画と比較しながら評価する。大阪湾では流域の複数府県による対策が講じられるのだが、府県連携は必ずしもうまく機能しておらず、流域府県を対象とする再生行動計画との有機的な連携が必要である。また、多様な主体との協働も求められる。